# 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 令和 4 年度 定時社員総会 議案集

令和4年6月17日(金)



一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

## 目 次

## 【議案資料】

第1号議案 令和3年度事業報告(案)に関する件	
令和 3 年度事業報告(案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2号議案 令和3年度決算報告(案)に関する件	
令和 3 年度収支計算書(案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
同附属明細書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
同貸借対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
監査報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第3号議案 役員の選任(案)に関する件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
【報告関係資料】	
① 令和 4 年度事業計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
② 令和 4 年度収支予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
③ ふくせん新規入会・退会・会員数の推移 ・・・・・・・・	29
④ 賛助会員入退会状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
⑤ ブロック別 令和3年度新規入会者数及び令和4年度ブロック	
活動費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
【参考資料】	
① ブロック長名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
② 定款 ••••••••	33
③ 倫理綱領	37

#### 第1号議案 令和3年度事業報告(案)に関する件

## 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 令和3年度事業報告(案)

#### 令和3年度基本方針

- 1. 令和 2 年度の新規入会数減少、既存会員の退会数増加への対策として、次期介護保険制度改正等に関する福祉用具動向講演会の開催と、協会活動広報を一体的に行い新規入会者数の増強を図る。
- 2. 「WITH・コロナ」に対応するため、オンラインを活用した研修会や動画配信等の新しい形式による福祉用具専門相談員の自己研鑽環境整備の推進を図り、福祉用具専門相談員の資質向上に貢献する。
- 3. 福祉用具専門相談員研究大会の共催団体として福祉用具専門相談員の事例発表の機会を提供し、科学的根拠に基づいた好事例発表にふれることで資質向上を図る。
- 4. 会員増強並びに全国組織化を推し進めるとともに、活発なブロック活動に必要な支援等を行い、職能団体としての地位向上に資する活動を展開する。ブロック未設置の 10 道県のブロック設立への協会の関わりを深める。
- 5. 賛助会員とふくせん会員の交流が定期的且つ効果的に図れるよう、各種イベントや研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。
- 6. 会員二一ズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図り、必要に応じ適時提言等を行う。

#### 1. 社員総会・理事会等の開催、運営

#### (1) 定時社員総会の開催

令和3年6月22日に定時社員総会を開催し、令和2年度事業報告(案)・収支 決算報告(案)等について、社員に審議・承認を得た。併せて令和3年度事業計画・ 収支予算等の実施について、社員に協力を求めた。

#### (2) 理事会の開催

事業計画、収支予算の作成・実施、その他会務において、適正な業務の執行に関する事項を議決するための理事会を開催した。

#### 【第1回】

- 開催日 5月22日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 令和2年度事業報告(案)、収支決算報告書(案)、等

#### 【第2回】

- 開催日 3月9日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 令和4年度事業計画、収支予算(案)、等

#### (3) 正副理事長会議の開催

理事会の補助・調整等を行うため、必要に応じ、理事会の開催に先立ち正副理事 長会議を開催した。

#### 【第1回】

- 開催日 2月25日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 令和4年度事業計画、収支予算(案)、等

#### (4) ブロック長会議の開催

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、オンラインを活用しつつブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催した。

#### 【第1回】

- 開催日 7月29日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 東畠理事による特別講演会、令和 2 年度・令和 3 年度のブロック活動の報告、ブロック活動活性化に向けた取り組み等

#### 2. 委員会等の設置・開催

#### (1) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)普及推進検討委員会の開催

福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の更なる普及推進を図るため、オンライン化の運用や研修修了者に向けた資格名称の検討、各都道府県の研修実施機関との課題整理等のための検討委員会を開催した。

#### 【第1回】

- 開催日 6月8日
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 更新研修の運営方法、受講内容のオンライン化の検討等

#### (2) ふくせん会員向けサービスの拡充チームミーティングの開催

会員増強に向けた各種会員サービスの見直しや拡充に向けたチームミーティング を開催した。

#### 【第1回】

- 開催日 5月31日(月)
- 開催形式 オンライン開催
- 内容 会員への満足度調査実施に向けて、2021 年度老健事業への協力 依頼

#### 3. 研究・研修に関する活動

#### (1) 動画配信サービスやオンライン研修会・商品説明会等の開催

会員向けサービスの一環として令和 2 年度より実施している、ホームページを活用した動画配信やオンライン会議システムを活用した非招集形の研修会開催、賛助会員による商品説明会等を継続して行なった。

「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」において作成したガイドラインの使用方法の解説を9月14に動画配信サービスとして公開した。内容は、バリアフリー2021 特別講演で、検討委員の藤田先生にご講演いただいた風景を編集したもの。また、ブロック研修の一環として賛助会員の商品説明会を実施した。実績は別紙ブロック活動一覧参照。

#### (2) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の普及・開催

福祉用具専門相談員更新研修修了者の制度化を見据え、受講機会を全国的に確保する。

そのために、オンライン研修の推奨、指定講習機関へのPR活動、並びにその支援活動を行い、全国的に研修修了者を増やし、制度改正に向けた準備を行う。令和3年度実績は下記の通りの開催となった(受講者22名:累計19回:375名)

- ・3 月 19 日~21 日 オンライン開催
- ※関西シルバーサービス協会が7月29日~31日開催予定だったが、コロナ禍の影響を受け中止となった。

#### (3) 第2回福祉用具専門相談員研究大会の開催

令和3年6月21日に「第2回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」を開催した。福祉用具専門相談員が取り組む事例や活動等の発表機会を持つことで、専門職としての資質向上につなげる機会とした。

#### 【第2回内容】

- 日時:令和3年6月21日(月)
- 大会テーマ:福祉用具活用の更なる深化 ~根拠に基づいた福祉用具の活用~
- 場所:日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋 2-6-2)

- 大会長:小野木 孝二(日本福祉用具供給協会 理事長)
- 副大会長:岩元 文雄(全国福祉用具専門相談員協会 理事長)
- 実行委員長:荒井 祐子(有限会社スマイルケア 取締役会長)
- 基調講演:蒲原 基道 様 (日本社会事業大学 専門職大学院 客員教授)
- 参加者等:837 名参加、演題 30 テーマ、協賛広告 32 社

#### 【第3回内容】

- 日時:令和4年6月16日(木)
- 大会テーマ:福祉用具の未来につながる専門性の追求 ~PDCAサイクルの推進は福祉用具の適合が鍵~
- 場所:ニッショーホール(東京都港区東新橋 1<sup>-</sup>1<sup>-</sup>19)
- 大会長:岩元 文雄(全国福祉用具専門相談員協会 理事長)
- 副大会長:小野木 孝二(日本福祉用具供給協会 理事長)
- 実行委員長:山下 和洋(全国福祉用具専門相談員協会 副理事長)
- 基調講演:香取 照幸 様 (上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科 教授) 2002 年厚生労働省老健局振興課長 2010 年厚生労働省政策統括官(社会保障担当)

#### (4) ハンドル形電動車椅子の安全利用講習会の開催(新設)

令和2年度に実施した「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」 において、モデル研修にて実施したハンドル形電動車椅子の安全利用講習会を実 施の検討を行った。本講習会を開催するにあたり、「ハンドル形電動車椅子の安全利 用に係る調査研究事業」において作成したガイドラインおよび指導手順書の「使い方 解説動画」を作成した。

#### (5) 介護サービス情報の公表に対応する必要な研修等の開催(新設)

介護サービス情報の公表制度において、事業所で必要とされている認知症及び認知症ケアに関する研修やプライバシーの保護の取り組みに関する研修等を実施にむけた検討を行った。※令和4年4月25日よりオンライン研修を実施している。

#### (6) スキルアップセミナー・タウンミーティングの開催支援

委託事業として、主に FJC 会員を対象に開催されるスキルアップセミナーやタウンミーティング等の開催を支援した。

- 運営 高槻福祉住環境コーディネーター連絡協議会(たかつき FJC)
- 開催日 令和3年11月6日
- 内容 生活支援ロボットの現状と将来の展望について

#### (7) 各種認定研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、昨年度に続き、テクノエイド協会が主催する福祉用具プランナーを更新する際の指定研修となる「リフトリーダー養成研修」等の各ブロックでの開催を支援した。

#### 【京都府ブロック】

- 実施主体 京都府ブロック
- 内容 リフトリーダー研修
- 開催日 11月25日~26日
- 場所 有限会社スマイルケア
- 講師 市川 冽 先生

#### 【滋賀県ブロック】

- 実施主体 滋賀県ブロック
- 内容 リフトリーダー研修
- 開催日 12月6日~7日
- 場所 滋賀県立長寿社会福祉センター
- 講師 市川 冽 先生

#### (8) ブロック主催各種研修会の開催支援

ブロック主催で行なう各種研修会の開催を支援し、福祉用具専門相談員の自己研 鑽に向けた環境整備を行った。

別紙令和3年度ふくせんブロック活動実績一覧参照。

#### (9) 関連団体との各種研修会の開催支援

福祉用具に関連が深い各種団体とブロックとの合同研修会の開催を支援し、多職 種連携の環境整備を行った。

#### 4. 会員、組織に関する活動

#### (1) 会員増強活動

既存会員に一人以上の入会者獲得を会員増強活動と位置づけ、ブロック活動費として加算した。

#### (2) 各ブロックの運営支援

各地域の会員の交流や各種研修会等のブロック活動を支援した。

#### (3) 賛助会員制度の充実と入会促進

新規賛助会員の募集・勧誘活動を積極的に行なっていくにあたり、動画配信や各種研修会等を企画し、ふくせん会員との情報交換の場を提供した。

#### 【令和3年度新規入会企業】

•凸版印刷(株)

#### (4) ふくせんレポートの発行

本会が行う会議、研修、イベント等や政策、制度に関連する情報等、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」として、年 4 回発行した。

また、制度改正や「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」に関する動きなど、会員にとって重要な情報は、「号外」として 6 回発行し、多職種、他団体にも広く発信した。

- ・ふくせんレポート第7号:令和3年度のスタートに寄せて理事長挨拶、等 (令和3年5月14日発行)
- ・ふくせんレポート第8号:定時社員総会、福祉用具専門相談員研究大会、等 (令和3年7月26日発行)
- ・ふくせんレポート第9号: バリアフリー2021 に出展、等 (令和3年10月22日発行)
- ・ふくせんレポート第 10 号: 令和 4 年度に向けて理事長挨拶、等 (令和 4 年 3 月 31 日発行)

#### 5. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

(1) 国に対する政策提言に関する活動

福祉用具専門相談員の資質向上、専門性確保に向けた政策提言を行なった。

(2) 他の職能・事業者の全国組織等との連携

会員への情報発信や合同研修の機会確保等などの環境整備に努めた。

(3) ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

各ブロックと都道府県、市区町村との情報交換等を通じた連携強化を支援した。

#### 6. 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の普及・推進

(1) 研修ポイント制度の普及・啓発活動

自己研鑽努力義務が平成27年4月に指定基準に明文化され、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員更新研修の講師等ができる人材の育成を目標に、福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修をスタートさせた。

これら自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図った。 令和3年度は、新規登録者2名、登録者総数は299名となった。

(2) 研修認証委員会の開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、2ヶ月に1回程度、研修認証

委員会を開催し、認証を行うと共に、認証結果・研修の開講情報等をホームページで公表した。令和3年度は33件の研修を認証した。

#### (3) 研修ポイントの認定と登録支援

制度登録者が、基本情報等の登録を円滑に行い、ホームページからポイントの申請が容易にできるように手順を整備した。また、制度登録者数が伸び悩む現状を踏まえ、制度上の課題把握と申請手続き等の改善を検討した。

#### 7. 広報に関する活動

#### (1) 公式ホームページ、メールマガジンの充実

福祉用具専門相談員や本会の活動についての理解を深めるためホームページを活用し情報発信を行なった。また情報を迅速に提供するツールとしてメールマガジンを令和3年度は146本配信した。

#### (2) 商品説明等の動画配信ホームページの充実

賛助会員が作成している商品説明等の動画を配信するホームページ(ふくせんチャンネル)を活用した情報提供を行なった。令和 4 年 4 月 26 日現在で、24 社 76 本の動画を配信しており、チャンネル登録者数は 613 人に達した。また、令和 3 年から令和 4 年春の新商品紹介の専用チャンネル(7 社 10 本)を開設した。

(3) バリアフリー展 2021、国際福祉機器展 H. C. R. 2021 への出展・イベント開催 バリアフリー展 2021 初日に、ふくせん特別講演会を開催した。令和 2 年度老健事 業で委員であった藤田佳男先生をお招きし、「ハンドル形電動車椅子の安全利用に 係る福祉用具専門相談員向けガイドライン・指導手順書の解説と活用」について講演 いただいた。その講演内容を後日アーカイブで WEB 視聴。また、3 日間小間出展 し、会員や質問等、対応した。

なお、国際福祉機器展 H.C.R.2021 は未出展となった。

〈バリアフリー展 2021:8 月 25 日~27 日:大阪府〉

#### 【特別講演会】

- 開催日 8月25日(水)
- 開催形式 招集形式、後日アーカイブ配信
- 講師 藤田 佳男 氏 千葉県立保健医療大学リハビリテーション学科作業療法学専攻 准教授
- 内容 ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る福祉用具専門相談員向け ガイドライン・指導手順書の解説と活用
- (4) 会員に向けた感染症対応に必要な「感染症リスク管理対応手引書」の作成および配 布

全国生活協同組合連合会、こくみん共済 coop(全労済)からの助成金をもとに、「感染症リスク管理対応手引書」を作成し、全会員に配布することにより、福祉用具専門相談員の質の向上を図った。

#### (5) 10月1日「福祉用具の日」協賛イベントの実施

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開しており、本会においてもこの趣旨に賛同、協力した。なお令和3年度は「福祉用具の日」20周年記念として「福祉用具川柳コンテスト」が開催された。

#### 【「福祉用具の日 | 20 周年記念式典】

- 開催日 11月11日(木)
- 開催形式 招集形式、オンライン形式併用
- 記念講演会講師 フリーアナウンサー 町 亞聖 氏

#### 8. 調査に関する活動

#### (1) 令和3年度厚生労働省老健事業への取り組み

令和3年度は厚生労働省老人保健健康増進等事業において下記2事業を受託 した。

【福祉用具貸与におけるモニタリング等の実態に関する調査研究事業】への取り組み令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目の在り方について、利用実態を把握しながら、利用者の安全性の確保等の観点から今後検討していくべきとの課題が示された。本事業においては、この課題への対応として、福祉用具専門相談員が行うモニタリング等について、下記の観点を踏まえた実態把握を行い、利用者の安全性を確保する仕組みに関する調査研究を実施した。

- ・福祉用具専門相談員の具体的なサービス提供内容
- •モニタリングを通じた福祉用具貸与の変更内容や頻度
- •モニタリングに際した福祉用具専門相談員と他の職種の連携状況

【サービスの質の向上に向けた福祉用具貸与計画書における項目の標準化に関する調査研究事業】への取り組み

福祉用具貸与においては、平成24年に福祉用具貸与計画書の作成、平成30年に複数商品の提示・介護支援専門員への福祉用具貸与計画書の交付を義務づけ、サービスの質の向上に努めている。

本事業では、当会が実施した令和 2 年度の調査研究事業において浮き彫りとなった 課題への対応として、福祉用具貸与計画・モニタリングに係る記録項目や記載内容 の基準の可視化、ケアマネジャーなど多職種との更なる連携強化が可能となるようケ アマネジャーへのアンケートやヒアリングを通じた必要な項目の洗い出し、福祉用具 貸与計画書・モニタリング記録の標準化に向けた課題整理や改編(案)の検討を行う 調査研究を実施した。

(2) 世田谷区福祉用具訪問調査への協力と他の自治体に対する同事業の普及・啓発活動 世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具販売に係る訪問調査を行っている。

この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行っている。

令和3年度はコロナ禍の影響により未実施となった。令和3年度は世田谷区民用の動画を提供した。

※記載されている役職は令和4年3月末現在

以上

## 令和3年度 ふくせんブロック活動実績一覧

ブロック名	開催日	開催形式	テーマ	講師
北海道	2022年3月9日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
	2021年6月30日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
青森県	2021年9月15日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
	2022年2月17日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
岩手県	2021年5月27日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
宮城県	2021年8月6日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
<b>占</b>	2022年3月10日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
山形県	2021年8月6日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
茨城県	2021年11月15日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
埼玉県	2021年12月15日	オンライン	認知症そのままでいい	上田 諭
千葉県	2021年11月15日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
	2021年4月21日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
	2021年6月24日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
<b>表</b>	2021年7月8日	オンライン	科学的介護の推進(LIFE)と福祉用具専門相談 員への影響について(仮)	久留善武
東京都	2021年7月20日	オンライン	福用具専門相談員が持つべき情報収集の視点	金沢善智
	2021年12月14日	オンライン	個人情報保護法と著作権法 基本のき	井澤わかな
	2022年2月14日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
	2022年3月11日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
神奈川県	2021年7月16日	オンライン	「LIFE (CHASE, VISIT)」の概要と福祉用具 (専門相談員)や他サービスとの関わり」	成瀬 文博
<b>州示川宗</b>	2022年2月16日	+=	福利用具のリスクマネジメント	井澤わかな
	2022年3月16日	オンライン	~福祉用具サービス計画書の留意事項から~	水越良行
新潟県	2021年9月14日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
富山県	2021年11月17日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
石川県	2021年11月17日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
山梨県	2021年9月15日	オンライン	第8期介護保険事業計画で分かる福祉用具への 国からの期待度	金沢善智
	2022年2月4日	オンライン	人材不足を対策としての福祉用具貸与事業にお ける「生産性向上」の重要性	金沢善智
岐阜県	2022年2月10日	オンライン	福利用具のリスクマネジメント ~福祉用具サービス計画書の留意事項から~	井澤わかな 水越良行
<b>松</b> [2] [3]	2021年10月13日	オンライン	加算を知ろう ~福祉用具との関わりについて~	武内 元
静岡県	2022年1月19日	オンライン	今更聞けない!電動車いすの×××	荒砂 晴輝 (㈱セリオ)
愛知県	2022年2月10日	オンライン	福利用具のリスクマネジメント 〜福祉用具サービス計画書の留意事項から〜	井澤わかな 水越良行
三重県	2021年5月25日	オンライン	第8期介護保険事業計画で分かる福祉用具への国からの期待度	金沢善智

## 令和3年度 ふくせんブロック活動実績一覧

ブロック名	開催日	開催形式	テーマ	講師
	2021年11月4日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
	2021年12月5・6日	集合	リフトリーダー養成研修	市川 洌
滋賀県	2022年2月18日	オンライン	「福祉住環境整備研修会」住宅改修の基本と福祉用具専門相談員および福祉住環境コーディネータの役割	金沢善智
	2021年5月20日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
	2021年11月25・26日	集合	リフトリーダー養成研修	市川 洌
京都府	2022年2月18日	オンライン	「福祉住環境整備研修会」住宅改修の基本と福祉用具専門相談員および福祉住環境コーディネータの役割	金沢善智
	2021年5月21日	オンライン	福祉用具専門相談員が持つべき情報収集の視点	金沢善智
大阪府	2021年9月24日	オンライン	科学的介護の推進(LIFE)と福祉用具専門相談 員への影響について	久留善武
	2022年2月18日	オンライン	「福祉住環境整備研修会」住宅改修の基本と福祉用具専門相談員および福祉住環境コーディネータの役割	金沢善智
	2021年9月2日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
兵庫県	2022年2月18日	オンライン	「福祉住環境整備研修会」住宅改修の基本と福祉用具専門相談員および福祉住環境コーディネータの役割	金沢善智
	2021年9月3日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
奈良県	2022年2月18日	オンライン	「福祉住環境整備研修会」住宅改修の基本と福祉用具専門相談員および福祉住環境コーディネータの役割	金沢善智
	2021年9月3日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
	2022年2月15日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
和歌山県	2022年2月18日	オンライン	「福祉住環境整備研修会」住宅改修の基本と福祉用具専門相談員および福祉住環境コーディネータの役割	金沢善智
鳥取県	2022年3月7日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
岡山県	2022年2月16日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
	2021年11月16日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
広島県	2021年11月22日	オンライン	科学的介護の推進(LIFE)と福祉用具専門相談 員への影響について	久留善武
香川県	2022年2月18日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
	2021年6月17日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
長崎県	2021年10月22日	オンライン	在宅介護でケアマネジャーさんにお勧めしたい 感染	
2 C 100 21C	2021年10月22日	37717	症に配慮し福祉用具を活用した介助法	

## 令和3年度 ふくせんブロック活動実績一覧

ブロック名	開催日	開催形式	テーマ	講師
宮崎県	2021年11月5日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
鹿児島県	2021年11月23日	オンライン	快護生活フェス! オンライン特別セミナー	
展 冗 局 宗	2021年11月23日	イベント	from かごしま	
沖縄県	2021年11月5日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子
/中心未	2022年3月8日	オンライン	賛助会員による商品勉強会	賛助会員
ブロック長 会議	2021年7月29日	オンライン	2021年度介護保険制度改正について	東畠弘子

第2号議案 令和3年度決算報告(案)に関する件

書籍発行による販売協力手数料、会員証再発行費、等 贊助会員50口分、個人贊助会員(10,000円)1名分 岩元理事長 検討委員会謝金、講演会謝金等 備考(主な計上根拠) 過年度会費300,000円分含 過年度会費20,000円分合 オンライン受講料22名分 登録料@3,000円×2名 ブロック活動収入等 ▲ 24,000 215,891 85,546 ■ 390,000 306,693 ▶ 935,000 ▲ 4,338,301 502,937 34,296,410 **▲** 455,000 ▲ 1,125,000 ▲ 449,000 2,600,000 ▲ 3,660,234 30,636,176 ▲ 280,00 ▲ 735,00 ▶ 500,000 事業収入 合計 (A)+(B)+(C) 44,000 362,693 249,891 715,000 858,699 762,937 103,066,176 22,520,000 5,010,000 33,075,000 30,600,000 68,769,766 5,545,000 28,065,000 2,000,000 34,296,410 令和3年度実績 事業収入 合計 (A)+(B)+(C) 34,000 56,000 28,000,000 6,000,000 5,400,000 493,000 2,500,000 260,000 106,726,410 28,800,000 30,000 72,430,000 事業収入 合計 (A)+(B)+(C) 28,000,000 
 260,000
 0
 0
 0

 290,000
 290,000
 2,500,000
 493,000
 30,993,000

 290,000
 280,000,000
 2,500,000
 493,000
 30,993,000
493,000 2,500,000 助成事業 合計(C) 493,000 世田谷 委託事業 助成事業 0 2,500,000 年韓 28,000,000 令和3年度通期予算(4-3月) 光彙 30,000 距券ポムソマ 特徴 0 6,000,000 150,000 41,147,000 455,703 75,443,410 41,147,000 5,400,000 56,000 22,800,000 5,197,000 10,000 34,296,410 1,650,000 0 305,703 150,000 自主事業 450,000 450,000 ①+② 73,133,123 1,854,584 1,404,584 S 40,547,000 6,000,000 34,000 26,000 1,050,000 10,000 32,586,123 22,800,000 5,400,000 34,200,000 5,197,000 其 記유 0 0 Θ 消費生活協同組合助成金事業収入 C A+B 正会員・FJC会員会費収入計 会費収入合計 厚労省助成金事業収入 プロック組織活動費収入 世田谷委託事業収入 書籍販売等事業収入 項目 FJC会員会費収入 赞助会员会费収入 P制度初期登録料 正会員会費収入 当期収入合計 研修事業収入 購演料収入 会計間振替 収入合計 雑収入 E C+D 其 ۵ 記마 秦越帝 梅中 当期収入の部

一般社団法人全国福祉用具專門相談員協会 令和3年度収支報告(案) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 令和3年度収支報告(家) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

		新華			92,000 派遣職員給与	籍購入費	▲ 4,237,102 プロック活動支出等		▲ 1,962,179 ふくせんレポート、HPなど情報発信	608,110 各種委員会、事務局旅費地	員謝金 三			▲ 2,381,804 発送費、ネットワーク回線使用料、他	務消耗品費	2,708,543 コピーチャージ代、封筒印刷費等	▲ 1,423,387 理事会、各種打ち合わせ等	機事業	理事会、各種委員会、研修会講師謝金、等	▲ 290,860 ヤマシタ、幸和製作所、FJC、更新研修、老健委託先等	更新研修: 摄込手数料等	老健:振込手数料等		達職員給与	4,453 福利厚生費、労働保険料	813 手土産代、祝電等			13,601 水道・光楽費	▲ 4,008 賃料・共益費(更新費なし)	▲ 18,504 PC-コピー機リース代	200 法人都民税、収入印紙	▲ 92,875 振込手数料、他団体年会費、等		研修ポイント、老健事業負担分						
_	令和3年度予実差異 (実績-予算)		4米米日本	(A)+(B)+(C)	派 000'28	96,580 書籍購入費	4,237,102 7	▲ 150,000	▲ 1,962,179 &	▲ 608,110 各	55,466 委員謝金	₩ 50,000	▼ 50,000	▲ 2,381,804 発	▲ 46,028 申務消耗品費	2,708,543	▲ 1,423,387 理	▲ 205,767 老健事業	▼ 1,059,061 理	÷ 590,860	重 87,900	1,778,656	▲ 7,820,953	▲ 230,515 派遣職員給与	4,453 福	▲ 813 ★	0	0	13,601 米	▲ 4,008 角	▲ 18,504 Pc	200年	▲ 92,675 振	▲ 328,261	502,937	502,937	▲ 7,848,277	0	3,986,043	▲ 7,848,277	38,282,453
	令和3年度実績	13 H	◆ ★ 小 中 中	(A)+(B)+(C)	000'068	163,580	1,077,898	0	1,540,821	2,016,890	245,466	0	0	1,940,196	191,372	9,309,543	196,613	1,180,233	1,326,539	33,920,140	45,100	5,321,656	59,188,047	1,787,485	134,453	39,187	0	0	143,601	1,759,992	353,496	70,200	410,325	4,698,739	762,937	762,937	64,627,723	0	4,142,043	64,627,723	38,438,453
			#米次日 心計	(A)+(B)+(C)	598,000	000'29	5,315,000	150,000	3,503,000	2,625,000	190,000	50,000	50,000	4,322,000	237,400	6,801,000	1,620,000	1,386,000	2,385,600	34,211,000	133,000	3,543,000	66,987,000	2,018,000	130,000	40,000	0	0	130,000	1,784,000	372,000	000'02	503,000	5,027,000	260,000	260,000	72,274,000	156,000	0	72,430,000	34,296,410
Ш				助成事業 合計(C)	298,000	0	0	0	0	1,335,000	0	0	0	3,095,000	84,400	5,786,000	19,000	1,386,000	1,510,600	13,530,000	103,000	3,543,000	30,990,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	3,000	0	0	30,993,000	0	0	30,993,000	0
令和4年3月31日		**		世田谷 委託事業	0	0	0	0	0	25,000	0	0	0	2,000	0	0	0	0	360,000	0	103,000	0	490,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	3,000	0	0	493,000	0	0	493,000	0
KHH		助成事業	0)	生協事業	0	0	0	٥	0	0	0	0	0	300,000	0	2,000,000	0	0	200,000	0	0	0	2,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	٥	0	2,500,000	0	0	2,500,000	0
令和3年4月1日	予算 (4-3月)			老傑甲業	598,000	0	0	0	0	1,310,000	0	0	0	2,793,000	84,400	3,786,000	19,000	1,386,000	950,800	13,530,000	0	3,543,000	28,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,000,000	0	0	28,000,000	0
自合	令和3年度通期予算(4-3月)	印格ポイント 事業	(B)	配券ボムント 世業合計(B)	0	0	0	0	0	0	190,000	50,000	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	290,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	290,000	0	0	290,000	0
				自主事業 合計(A)	0	67,000	5,315,000	150,000	3,503,000	1,290,000	0	0	0	1,227,000	153,000	815,000	1,601,000	0	875,000	20,681,000	30,000	0	35,707,000	2,018,000	130,000	40,000	0		130,000	1,764,000	372,000	70,000	500,000	5,024,000	260,000	260,000	40,991,000	156,000	0	41,147,000	34,296,410
		**		更新研修(ふくせん認定)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	1,000	16,000	0	0	000'09	0	2,000	0	85,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85,000	65,000	0	150,000	305,703
			Š	NS NS	0	000'09	0	0	0	90,000	0	0	0	10,000	2,000	26,000	0	0	186,000	0	5,000	0	359,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	359,000	91,000	0	450,000	1,404,584
				(禁禁)	0	7,000	5,315,000	150,000	3,503,000	1,200,000	0	0	0	1,214,000	150,000	773,000	1,601,000	0	649,000	20,681,000	20,000	0	35,263,000	2,018,000	130,000	40,000	0	0	130,000	1,764,000	372,000	70,000	200,000	5,024,000	260,000	260,000	40,547,000	0	0	40,547,000	32,586,123
		報	Ш																																		<b>(4)+(5)+(6)</b>	<b>3</b> -0	(2)-(3)-(8)	Ø+®	<b>P-0</b>
																							9											(9)		9	0	66	_	9	⊜
支出の部		<b>四</b>			賃金 (人件費)	書籍購入費	7.1かり組織活動費支出	調査研究費	広報活動費	旅費交通費	P.制度委員会の設置・開催	P.制度広報に関する業務	P.制度調査・システム改修	通信運務費	事務消耗品費	印刷製本費	会職費	使用料·賃借料	點謝金	泰託費	維費	維役務費	事業費計	人件数	福利厚生費	交際費	什器備品	消耗品费	水道光熱費	寅春萃	J-3代	租税公課	紫旗	管理費計	会計間振替	繰入金支出計	<b>事業費管理費計</b>	子審技	収支差額	当期支出合計	次期繰越収支差額
1 支出					-	2	m	4	ď	9	7	œ	о» #	2	=	12	13	14	5	17	18	61		-	2	m	4	φ 10	甲和	7	∞	on	9		一	‡80					

## 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 附属明細書(案)

令和4年3月31日現在

(単位:円)

	項目	金額	備考
1	小口現金	429,246	
2	普通預金(高輪台支店)	15,180,243	普通預金残(団体口座)
3	郵便貯金	17,404,598	郵便貯金
4	郵便貯金(SV養成)	1,404,596	郵便貯金
5	郵便貯金(更新研修)	85,263	郵便貯金
6	普通預金(ブロック口座)	5,364,713	普通預金残(ブロック口座)
	現金預金合計	39,868,659	
7	前払費用	458,525	次年度研究大会費用
	流動資産合計	40,327,184	
1	未払金	199,916	租税公課等
2	預り金	1,688,815	令和4年度正会員年会費·賛助会費等
	流動負債合計	1,888,731	
	正味財産合計	38,438,453	

## 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 貸借対照表(案) 令和4年3月31日現在

(単位:円)

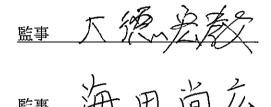
	科目	前年度	当年度	増減
Ι	資産の部			
	流動資産			
	現金預金	35,889,383	39,868,659	3,979,276
	前払費用	0	458,525	458,525
	流動資産合計	35,889,383	40,327,184	4,437,801
	資産合計	35,889,383	40,327,184	4,437,801
П	負債の部			
	流動負債			
	未払金	81,440	199,916	118,476
	預り金	1,511,533	1,688,815	177,282
	流動負債合計	1,592,973	1,888,731	295,758
	負債合計	1,592,973	1,888,731	295,758
Ш	正味財産の部			
	一般正味財産	34,296,410	38,438,453	4,142,043
	正味財産合計	34,296,410	38,438,453	4,142,043
	負債及び正味財産合計	35,889,383	40,327,184	4,437,801

#### 監査報告書

令和4年5月23日

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長 岩元 文雄 殿

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会



令和3年4月1日から令和4年3月31日までの一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の令和3年度会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告いたします。

#### 1、 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿及び計算書類すなわち貸借対照表・収支計算書並び に附属明細書の閲覧等必要な監査手続きを実施し、計算書類の正確性を検討 いたしました。
- (2) 業務監査について、理事及び関係者より業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要な監査手続きを実施し、理事の業務執行の妥当性を検討いたしました。

#### 2、 監査意見

- (1) 貸借対照表・収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当法人の財政状態及び収支状況を正しく示していたことを認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関する不整の行為及び法令若しくは定款に反する重大な事項はないと認めます。

以上

#### 第3号議案 役員の選任(案)に関する件

#### 1. 継続理事・監事の候補者(案)

#### 【理事】 20名

秋山 祐治 川崎医療福祉大学 副学長

荒井 祐子 有限会社スマイルケア 取締役会長

岩元 文雄 株式会社カクイックス ウィング 代表取締役社長

大熊 由紀子 元朝日新聞論説委員 大阪大学大学院元教授

長田 信一 公益財団法人テクノエイド協会 常務理事

片野 雅史 株式会社トーカイ 執行役員 シルバー事業本部長

金沢 善智 株式会社バリオン 代表取締役

記虎 孝年 公益社団法人関西シルバーサービス協会 理事長

酒井 強志 株式会社サカイ・ヘルスケアー 代表取締役

白澤 政和 国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 教授

中井 孝之 一般社団法人シルバーサービス振興会 常務理事

中川 敬史 株式会社ライフ・テクノサービス 代表取締役社長

英 裕雄 医療法人社団三育会 新宿ヒロクリニック 院長

濵田 和則 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長

東畠 弘子 国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授

福田 裕子 株式会社サンメディカル 常務取締役

松井 一人 公益社団法人日本理学療法士協会 理事

山下 和洋 株式会社ヤマシタ 代表取締役社長

米本 稔也 フランスベッド株式会社 メディカル事業本部

副本部長 兼 メディカル東日本事業部長

渡邉 愼一 一般社団法人神奈川県作業療法士会 顧問

#### 【監事】 1名

海田 尚広 有限会社アイフルケア 代表取締役

2. 新任理事の候補者(案) 3名

勝田 由美子 一般社団法人ワイズ住環境研究所 代表理事

後藤 憲治 一般社団法人日本福祉用具供給協会 専務理事

清水 繁 東京商工会議所 検定事業部長

3. 新任監事の候補者(案) 1名

井澤 わかな ANESYS 法律事務所

※特別顧問、顧問につきましては、令和 4 年度第 1 回理事会において下記の通り選任されました。

#### 【特別顧問】 3名

(継続)

幸田 正孝 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 顧問

山内 繁 NPO 法人支援技術開発機構理事長

(新任)

樋口 恵子 NPO 法人高齢社会をよくする女性の会 理事長

#### 【顧問】 3名

(継続)

畔上 加代子 株式会社エイゼット 代表取締役

酒井 博人 綜合メディカル株式会社 取締役会長

(新任)

大德 宏教 麻布税理士法人

※退任される理事・監事につきましては、以下の通りご報告させていただきます。

#### 【退任理事】 3名

高橋 芳行 東京商工会議所 前検定事業部長

樋口 恵子 NPO 法人高齢社会をよくする女性の会 理事長

本村 光節 一般社団法人日本福祉用具供給協会 前専務理事

#### 【退任監事】 1名

大德 宏教 麻布税理士法人

(名簿は敬称略、五十音順)

以上

## 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 令和 4 年度事業計画

#### 令和 4 年度基本方針

- 1. 「WITH・コロナ」に対応するため、オンラインを活用した研修会や動画配信等の新しい形式による福祉用具専門相談員の自己研鑽環境整備の推進を図り、福祉用具専門相談員の資質向上に貢献する。
- 2. 福祉用具専門相談員研究大会の共催団体として福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果 や好事例に対する発表機会を提供することで、科学的介護及び PDCA サイクル推進を促進し、 福祉用具専門相談員の専門性を高め、資質向上を図る。
- 3. 会員増強並びに全国組織化を推し進めるとともに、活発なブロック活動に必要な支援等を行い、 職能団体としての地位向上に資する活動を展開する。ブロック未設置の 10 道県のブロック設立 への協会の関わりを深める。
- 4. 賛助会員とふくせん会員の交流が定期的且つ効果的に図れるよう、各種イベントや研修、広報など様々な活動を通じて、情報交換等の場を設定する。
- 5. 会員二一ズを把握するとともに、政策や制度の動向を注視し適切な対応を図り、必要に応じ適時提言等を行う。

#### 1. 社員総会・理事会等の開催、運営

#### (1) 定時社員総会の開催

令和4年6月17日に定時社員総会を開催し、令和3年度事業報告(案)・収支決算報告 (案)等について、社員に審議・承認を求める。併せて令和4年度事業計画・収支予算等の実施 について、社員に協力を求める。

#### (2) 理事会の開催

事業計画、収支予算の作成・実施、その他会務において、適正な業務の執行に関する事項を 議決するための理事会、及び役員選任の理事会を開催する。

#### (3) 正副理事長会議の開催

理事会の補助・調整等を行うため、必要に応じ、理事会の開催に先立ち正副理事長会議を開催する。

#### (4) ブロック長会議の開催

ブロック組織の強化、活動の活性化を図るとともに、オンラインを活用しつつブロック長など各ブロックの関係者を集め、他ブロックとの連携強化や情報交換の場となるブロック長会議を開催する。

#### 2. 委員会等の設置・開催

#### (1) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)普及推進検討委員会の開催

福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の更なる普及推進を図るため、オンライン化の運用や研修修了者に向けた資格名称の検討、各都道府県の研修実施機関との課題整理等のための検討委員会を開催する。

#### (2) 第3回福祉用具専門相談員研究大会実行委員会の開催

令和4年6月16日(木)にオンライン併用で開催される「第3回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」に向けて、各協力機関並びに担当者との連携、調整を図るための実行委員会を開催する。

#### (3) ブロック等組織化対策委員会の開催

未組織地域へのブロック設立に向けた情報交換や、協力体制の構築を目的に、年度内においてのブロック活動の中間報告、活動好事例に関する情報共有、共催イベントの企画立案など、ブロック等組織化対策委員会を開催し検討する。

#### (4) 福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修検討委員会の開催

SV 養成研修のオンライン化の検討並びに SV 養成研修修了者フォローアップ研修の受講者 アンケートや講師からのフィードバック等を踏まえ、課題整理と改善策検討等のため委員会を開催する。

#### (5) ふくせん会員向けサービスの拡充チームミーティングの開催

会員増強に向けた各種会員サービスの見直しや拡充に向けたチームミーティングを開催する。

#### 3. 研究・研修に関する活動

#### (1) 令和6年度(2024年度)介護保険制度改正等に向けた福祉用具の動向講演会の開催

平成23年度以来10年ぶりに開催された「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の審議内容、並びに「財務省財政制度等審議会」において指摘されている福祉用具の貸与・販売の在り方等について、今後の動向に関する講演会を開催する。

#### (2) 福祉用具サービス計画書に基づく PDCA サイクル推進研修会の開催(新設)

令和3年度に本会が厚生労働省老人保健健康増進等事業において実施した事業内容に基づき、福祉用具サービス計画書作成及びサービス提供において、エビデンスに基づく科学的介護及びPDCAサイクル推進に寄与するための研修会を開催する。

#### (3) 福祉住環境整備に関する研修会の開催(新設)

コロナ禍が続く中でますます重要性が増している福祉住環境整備について、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員に対して研修会を開催する。

#### (4) 動画配信サービスやオンライン研修会・商品説明会等の開催

会員向けサービスの一環として令和 2 年度より実施している、ホームページを活用した動画配信やオンライン会議システムを活用した非招集形の研修会開催、賛助会員による商品説明会等を継続して行なう。

#### (5) 福祉用具専門相談員更新研修(ふくせん認定)の普及・開催

福祉用具専門相談員更新研修修了者の制度化を見据え、受講機会を全国的に確保する。 そのために、オンライン研修の実施、指定講習機関へのPR活動、並びにその支援活動を行い、全国的に研修修了者を増やし、制度改正に向けた準備を行う。

#### (6) 第3回福祉用具専門相談員研究大会の開催

令和4年6月16日に開催予定の「第3回福祉用具専門相談員研究大会(日本福祉用具供給協会との共催)」にて、福祉用具専門相談員が取り組んだ研究結果や好事例等の発表機会を持つことで、福祉用具専門相談員の専門性を高め、資質向上を図る。

#### (7) ハンドル形電動車椅子の安全利用講習会の開催

令和 2 年度に実施した「ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究事業」において、 モデル研修にて実施したハンドル形電動車椅子の安全利用講習会を実施する。

#### (8) 福祉用具サービス計画作成 SV(スーパーバイザー)養成研修の開催

福祉用具専門相談員指定講習において、「福祉用具サービス計画」の講義・演習を行うと共に、 地域での「福祉用具サービス計画」の指導を担うスーパーバイザー(福祉用具専門相談員)の養 成研修をオンライン化も含めた検討を行い開催する。

#### (9) 介護サービス情報の公表に対応する必要な研修等の開催

介護サービス情報の公表制度において、事業所で必要とされている認知症及び認知症ケアに関する研修やプライバシーの保護の取り組みに関する研修等を実施する。

#### (10)スキルアップセミナー・タウンミーティングの開催支援

委託事業として、主にFJC会員を対象に開催されるスキルアップセミナーやタウンミーティング等の開催を支援する。

#### (11)各種認定研修の開催支援

福祉用具専門相談員の自己研鑽を支援し、研修機会の確保を図るため、昨年度に続き、テクノエイド協会が主催する福祉用具プランナーを更新する際の指定研修となる「リフトリーダー養成研修」等の各ブロックでの開催を支援する。

#### (12)ブロック主催各種研修会の開催支援

ブロック主催で行なう各種研修会の開催を支援し、福祉用具専門相談員の自己研鑽に向けた 環境整備を行う。

#### (13) 関連団体との各種研修会の開催支援

福祉用具に関連が深い各種団体とブロックとの合同研修会の開催を支援し、多職種連携の環境整備を行う。

#### 4. 会員、組織に関する活動

#### (1) 会員増強活動

既存会員の入会者獲得を会員増強活動として位置づけ、その成果をブロック活動費に加算する。

#### (2) 各ブロックの運営支援

各地域の会員の交流や各種研修会等のブロック活動を支援する。

#### (3) 新規ブロックの設立

令和6年度(2024年度)介護保険制度改正等に向けた福祉用具の動向講演会の機会を活用しつつ、ブロック未設置の10道県のブロック設立を順次進める。

#### (4) 賛助会員制度の充実と入会促進

新規賛助会員の募集・勧誘活動を積極的に行なっていくにあたり、動画配信や各種研修会等を企画し、ふくせん会員との情報交換の場を提供する。

#### (5) ふくせんレポートの発行

本会が行う会議、研修、イベント等や政策、制度に関連する情報等、会員にとって必要と思われる情報をレター形式の情報誌「ふくせんレポート」として、年4回程度発行する。

また、制度改正に関する動きなど、会員にとって重要な情報は、「号外」として発行し、多職種、他団体にも広く発信していく。

#### 5. 政策提言、関係機関・団体に関する活動

#### (1) 国に対する政策提言に関する活動

福祉用具専門相談員の資質向上、専門性確保に向けた政策提言を行なう。

#### (2) 他の職能・事業者の全国組織等との連携

会員への情報発信や合同研修の機会確保等などの環境整備に努める。

#### (3) ブロック等を通じた都道府県・市区町村との連携等

各ブロックと都道府県、市区町村との情報交換等を通じた連携強化を支援する。

#### 6. 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の普及・推進

#### (1) 研修ポイント制度の普及・啓発活動

自己研鑽努力義務が平成27年4月に指定基準に明文化され、福祉用具専門相談員指定講習や介護支援専門員更新研修の講師等ができる人材の育成を目標に、福祉用具サービス計画作成SV(スーパーバイザー)養成研修をスタートさせた。

これら自己研鑽履歴の指標として活用できる研修ポイント制度の浸透を図る。

#### (2) 研修認証委員会の開催、認証結果・開講情報等の公表

研修ポイント付与の対象となる研修を認証するため、2ヶ月に1回程度、研修認証委員会を開催し、認証を行うと共に、認証結果・研修の開講情報等をホームページで公表する。

#### (3) 研修ポイントの認定と登録支援

制度登録者が、基本情報等の登録を円滑に行い、ホームページからポイントの申請が容易にできるように手順を整備する。また、制度登録者数が伸び悩む現状を踏まえ、制度上の課題把握と申請手続き等の改善を検討する。

#### 7. 広報に関する活動

#### (1) 公式ホームページ、メールマガジンの充実

福祉用具専門相談員や本会の活動についての理解を深めるためホームページを活用し情報 発信を行なう。また情報を迅速に提供するツールとしてメールマガジンの配信を行なう。

#### (2) 商品説明等の動画配信ホームページの充実

賛助会員が作成している商品説明等の動画を配信するホームページ(ふくせんチャンネル)を 活用した情報提供を行なう。

#### (3) バリアフリー展 2022、国際福祉機器展 H. C. R. 2022 への出展・イベント開催

本会が昨年度実施した事業内容の報告及び今年度取り組む主な活動をメインテーマにシンポジウム、ワークショップ、企画展示を通した普及・啓発活動を行う。また福祉用具専門相談員研究大会に関する周知や、次期介護保険制度改正等に向けた福祉用具の動向報告を合わせて行なう。

賛助会員にも協力いただき、賛助会員のブースを巡るスタンプラリーを実施することにより集客を図り、周知活動や会員募集活動を強化する。

※出展については今後の社会状況等を鑑み検討していく。

- ・バリアフリー展 2022令和4年6月8日~10日
- •国際福祉機器展 H.C.R.2022 令和 4 年 10 月 5 日~7 日

#### (4)「福祉用具貸与・販売事業所における業務継続計画(BCP)作成対応マニュアル」の制作および 配布

全国生活協同組合連合会、こくみん共済 coop(全労済)からの助成金をもとに、「福祉用具貸与・販売事業所における業務継続計画(BCP)作成対応マニュアル」を制作し、全会員に配布することにより、福祉用具専門相談員の質の向上を図る。

#### (5) 10月1日「福祉用具の日」協賛イベントの実施

「福祉用具の日」推進協議会は、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、福祉用具法の施行日である10月1日を「福祉用具の日」として、全国的な福祉用具の普及・啓発活動を展開しており、本会においてもこの趣旨に賛同し、協賛イベントを実施する。

#### (6) 各種テキスト等発行の検討

政策・制度に対応するとともに、福祉用具専門相談員の質の向上に資する各種テキスト等の 発行を検討する。

#### 8. 調査に関する活動

#### (1) 令和 4 年度厚生労働省老健事業への取り組み

老人福祉の増進を図るため、厚生労働省老人保健健康増進等事業に申請を行う。 事業採択後は検討委員会、作業部会を組織し、両委員会と事務局が協力して調査、分析を 進め、報告書作成後、国への報告を行う。

#### (2) 世田谷区福祉用具訪問調査への協力と他の自治体に対する同事業の普及・啓発活動

世田谷区は、介護給付適正化事業において福祉用具販売に係る訪問調査を行っている。 この事業は、福祉用具専門相談員のモニタリング技術に着目し、本会会員である福祉用具専 門相談員を調査員として、区担当者の行う指導、助言の補助を行っている。

令和3年度はコロナ禍の影響により未実施となったが、福祉用具の適正化の重要性は引き続き重要なテーマであることから、令和4年度も引き続き協力するとともに、他の自治体への展開にも備える。

以上

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 令和4年度収支予算 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

		備考(主な計上扱拠)				正会員数 2,320名	10会員数 500名		5,500,000 令和4年3月予測50ロより5口増加 55ロ		30,000 登錄料@3,000円×10名(R2年:3名 R3年:1名 10名目標)	R2年度予算分より(R3は実績なし)	228,000 R3年度実績予測より	岩元理事長等講演等謝金 R3年度実績予測より	· 次海が緩慢機能成工作的什么機能。 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・プロックでの研修会受講料等独自収入分(R2年度実績より) 616,000円 ・ハンドル形電動車椅子安全講習会(プロック収入に追加) 1会場 会員20名×1回=20名 の1,000円×20名=20,000円 非会員10名×1回=10名 の4,000円×10名=40,000円 合計60,000円	14,000,000 R3年度助成金: 30,600,000円	R3年度助成金:2,000,000円				
=		1 中	中条収入 合計	(A)+(B)+(C)	38,438,453	23,200,000	5,000,000 FJC会員数	28,200,000	5,500,000	33,700,000	30,000	493,000 R	228,000 R	236,000	1,520,000	676,000	14,000,000 R	2,000,000	10,000	260,000	53,153,000	91,591,453
				助成事業 合計(C)	0	0	0	0	0	0	0	493,000	0	0	0	0	14,000,000	2,000,000	0	0	16,493,000	16,493,000
		**		市田谷泰記事業	0	0	0	0	0	0	0	493,000	0	0	0	0	0	0	0	0	493,000	493,000
3		助成事業	(O)	福	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	·算(4-3月)			敬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,000,000	0	0	0	14,000,000 2,000,000	14,000,000 2,000,000
	令和4年度通期予算(4-3月	発格ボムント 事業	(B)	日参ポイント 単無合計(B)	0	0	0	0	0	0	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	260,000	290,000	290,000
				自主事業 合計(A)	38,438,453	23,200,000	5,000,000	28,200,000	5,500,000	33,700,000	0	0	228,000	236,000	1,520,000	676,000	0	0	10,000	0	36,370,000	74,808,453
		業	_	更新研修 (ふくせん認定)	340,966	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300,000	0	0	0	0	0	300,000	640,966
		自主事業	(A)	NS .	1,404,596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	450,000	0	0	0	0	0	450,000	1,854,596
				(茶)	36,692,891	23,200,000	5,000,000	28,200,000	5,500,000	33,700,000	0	0	228,000	236,000	770,000	676,000	0	0	10,000	0	35,620,000	72,312,891 1,854,596
		村御																				(D+(2)
		中			⊖													_			©	0
		野				正会員会費収入	FJC会員会費収入	H 正会員・FJC会員会費収入計	贊助会員会費収入	rD 会費収入合計	P制度初期登録料	世田谷委託事業収入	書籍販売等事業収入	講演料収入	母春美米収入	70%組織活動費収入	厚労省助成金事業収入	消費生活協同組合助成金事業収入	雑収入	会計間振替	当期収入合計	収入合計
iii.		脚1	r		機関係	4	В	3 C A+B	0	D+D 9	9		2	9			6			-		
I収入の部		梅口	t.		文章		Ľ	L"	Ľ	2	Ľ	Ľ			当期収入の部	<u> </u>		10	=	12		

一般社团法人全国福祉用具專門相談員協会 令和4年度収支予算 自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

								令和4年度通期予算(4-3月)	]予算(4-3月)					
								日本にいいて				ľ		
		西西	記号 算式	fit.		自主事業 (A)		を (日)		野成事業 (C)	*		事業支出	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
				(祭一 一	NS .	更新研修 (ふくせん認定)	自主事業 (5) 合計(A)	日本ポイント 事業合計(B)	老健事業	生協事業	世田 泰託事業	助成事業 合計(C)	(A)+(B)+(C)	
	F	賃金 (人件費)			0	0	0	0 0	299,000	0	0	299,000	299,000	299,000 派遣職員給与
	2	書籍購入費		145,000		000'09	0 205,000	0 000	0		0	0	205,000	205,000 書籍購入費(R3度実績予測より)
_	6	プロック組織活動費支出		1,275,000	000	0	0 1,275,000	0 000	0	0	0	0	1,275,000	1,275,000 ブロック活動費、ブロックでの研修会支出、等(R2年度実績より)
	4	調査研究費		150,000	000	0	0 150,000	0 000	0	0	0	0	150,000	150,000 協会独自調查研究事業分
	ю	広報活動費		3,518,000	000	0	0 3,518,000	0 000	0	0	0	0	3,518,000	3,518,000 ふくせんレポート、HPなど情報発信
	9	旅費交通費		1,350,000		90,000	0 1,440,000	0 000	655,000	0	25,000	000'089	2,120,000	2,120,000 理事会、各種委員会、事務局旅費他
	7	P.制度委員会の設置・開催			0	0	0	0 190,000	0	0	0	0	190,000	190,000 認証委員会謝金等
	80	P.制度広報に関する業務			0	0	0	0 50,000	0	0	0	0	50,000	リーフレット等作成費用
ŧ	6	P.制度調査・システム改修			0	0	0	0 50,000	0	0	0	0	50,000	50,000 システム改修費用
<b>₽</b> ₩;	10	通信運搬費		1,309,000		10,000 3,000	1,322,000	0 000	1,396,000	300,000	2,000	1,698,000	3,020,000	3,020,000
	=	事務消耗品費			0 2,	2,000 1,000		3,000	42,000	0	0	42,000	45,000	事務消耗品費
	12	<b>巴</b> 尼數木費		629,000		26,000 13,000	000'899 00	0 000	1,893,000	1,500,000	0	3,393,000	4,061,000	4,061,000 会議資料、入会案内チラシ、コピーチャージ代、研究大会予備費等
	13	余議費		1,405,000	000	0	0 1,405,000	0 000	10,000	0	0	10,000	1,415,000	1,415,000 理事会、各種委員会開催、研究大会予備費等
_	14	使用料·賃借料			P	0	0	0 0	693,000	0	0	000'869	693,000 老健事業	老健事業
	15	4 煮 掘		910,000	000 166,000	000 42,000	000'811'1	0 000	475,000	200,000	360,000	1,035,000	2,153,000	理事会、各種委員会開催、研究大会予備費等
	17	<b>黎託養</b>		18,950,000	000	0	0 18,950,000	0 000	6,765,000	0	0	6,765,000	25,715,000	ヤマシタ(16,200,000円)、幸和製作所(2,520,000円) FJC参院契約キ(230,000円)、李健泰所夫(6,765,000円)
	18	維		20,	20,000 5,	5,000 5,000		30,000	0	0	103,000	103,000	133,000	<b>連続品贈</b>
	19	雑役務費			0	0	0	0 0	1,772,000	0	0	1,772,000	1,772,000	1,772,000 老健:振込手数料等
		事業事	9	29,661,000	000 359,000	000 64,000	30,084,000	290,000	14,000,000	2,000,000	490,000	16,490,000	46,864,000	
	-	人件費		2,293,000	000	0	0 2,293,000	0 000	0	0	0	0	2,293,000	2,293,000 派遣職員給与
	2	福利厚生費		130,000	000	0	0 130,000	0 000	0	0	0	0	130,000	130,000 福利厚生費
	60	交際費		20,	20,000	0	0 20,0	20,000 0	0	0	0	0	20,000 祝電等	祝電等
	4	什器備品			0	0	0	0 0	0	0 0	0	0	0	
争	2	消耗品費		150,000	000	0	0 150,000	000 0	0	0	0	0	150,000	150,000 消耗品費等
理報	9	水道光熱費		130,000	000	0	0 130,000	000	0	0 0	0	0	130,000	30,000   水道・光熱費
K .	7	貨借料		1,911,000	000	0	0 1,911,000	000	0	0 0	0	0	1,911,000	1,911,000 賃料・共益費(更新費あり)
	88	<u> </u>		372,000	000	0	0 372,000	000	0	0	0	0	372,000	372,000 PC・コピー機リース代
	8	租税公課		,07	70,000	0	0 70,000	000	0	0	0	0	70,000	70,000 法人都民税
	10	雑費		623,000	000	0	0 623,000	000	0	0 0	3,000	3,000	626,000	摄込手数料、他団体年会費、等
		管理費計	<b>©</b>	5,699,000	000	0	0 5,699,000	000	0	0	3,000	3,000	5,702,000	
撒	_	会計間振替	4	260,000	000	0	0 260,000	0 000	0	0	0	0	260,000	一般会計より研修ポイントへ会計間振着
\$u		±	$\rightarrow$	_		0	0 260,000	000	0		0	0	260,000	
		華	Ø+@+@	0+@ 35,620,000		000 64,000	36,043,000	290,000	14,000,000	2,000,000	493,000	16,493,000	52,826,000	
		予備費	® (S)-(J)	©	0 91,	91,000 236,000	327,000	000	0	0	0	0	327,000	
			$\sim$	<b>®</b> -6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			@+@ @	-® 35,620,000	000 450,000	000 300,000	36,370,000	290,000	14,000,000	2,000,000	493,000	16,493,000	53,153,000	
		次期繰越収支差額	(I) (I) (I)	-@ 36,692,891	891 1,404,596	596 340,966	38,438,453	453 0	0	0 0	0	0	38,438,453	

## 報告資料3

## ふくせん 新規入会・退会・会員数の推移

			R	2(2020	)						R	3(2021	)			
	新規正会員	新規FJC会員	新規合計	退会正会員	退会FJC	退会合計	会員数	新規正会員	新規FJC会員	新規合計	退会正会員	退会FJC	退会合計	正会員数	FJC会員数	会員数合計
4月	12	5	17	25	24	49	3,053	5	1	6	22	48	70	2,199	687	2,886
5月	4	7	11	18	12	30	3,034	13	1	14	18	23	41	2,194	665	2,859
6月	9	2	11	34	5	39	3,006	5	1	6	19	16	35	2,180	650	2,830
7月	12	2	14	12	1	13	3,007	19	0	19	9	3	12	2,190	647	2,837
8月	12	1	13	37	10	47	2,973	21	0	21	7	3	10	2,204	644	2,848
9月	16	0	16	15	2	17	2,972	22	0	22	41	30	71	2,185	614	2,799
10月	15	0	15	4	6	10	2,977	59	0	59	1	3	4	2,243	611	2,854
11月	0	1	1	13	1	14	2,964	27	0	27	4	7	11	2,266	604	2,870
12月	3	0	3	16	0	16	2,951	15	0	15	12	5	17	2,269	599	2,868
1月	14	0	14	10	0	10	2,955	5	0	5	2	0	2	2,272	599	2,871
2月	1	0	1	6	1	7	2,949	0	0	0	5	1	6	2,267	598	2,865
3月	2	5	7	5	1	6	2,950	7	1	8	11	3	14	2,263	596	2,859
年度合計	100	23	123	195	63	258		198	4	202	151	142	293			

3月末 正会員数 2,216 FJC会員数 734 合計 2,950

2020年度		
退職,産休,育休	71	
経済的理由	34	
記入なし	31	
異動の為	26	
サービスに不満	23	※下記内訳
会費未納(2年~)資格喪失	19	
経費削減	0	
事業撤退•利用者減少	3	
関心がなくなった	8	
会員種別変更のため(FJCから正会員へ等)	2	
その他(記入あり)	41	
合計	258	

合訂		258		
※サービスに不満	正会員13名	F	JC会員1	0名

その他(記入あり)の主な記載内容

- 資格を取得したが活躍の場がなかったため
- 資格を実務で使用することがなかったため
- ・体調不良、高齢のため

2021年度		
退職,産休,育休	86	
経済的理由	51	
記入なし	9	
異動の為	43	
サービスに不満	41	※下記内訳
会費未納(2年~)資格喪失	0	
経費削減	0	
事業撤退•利用者減少	6	
関心がなくなった	7	
会員種別変更のため(FJCから正会員へ等)	2	
その他(記入あり)	48	
合計	293	

※サービスに不満 正会員6名 FJC会員35名

その他(記入あり)の主な記載内容

- ・体調不良のため
- ・福祉用具に関わっていないため
- 資格を活用する分野が見受けられないため

## 替助会員入退会状況

令和3年度 新規入会/1社

• 凸版印刷株式会社

令和3年度 退会会員/なし

#### 令和 4 年度 新規入会/1 社

・株式会社ジェイテクト

#### < 賛助会員一覧>

(申込順・41 社 51 口 令和 4 年 5 月 1 日現在)

以上

ブロック別 令和3年度新規入会者数及び令和4年度ブロック活動費

	都道府県名	R3新規 入会者数 (R4.3末)	ブロック活動費	R3加算額	R3申請 上限額	ふくせん 正会員数 (R4.3末)	FJC会員数 (R4.3末)	会員数合計
1	北海道	4				25	18	43
2	青森県	1	50,000	1,000	51,000	27	0	27
3	岩手県	8	50,000	8,000	58,000	63	3	66
4	宮城県	1	50,000	1,000	51,000	34	13	47
5	秋田県	0	50,000	0	50,000	19	4	23
6	山形県	0	50,000	0	50,000	20	10	30
7	福島県	2	50,000	2,000	52,000	20	10	30
8	茨城県	2	50,000	2,000	52,000	30	18	48
9	栃木県	0	50,000	0	50,000	19	8	27
10	群馬県	1				14	3	17
11	埼玉県	4	50,000	4,000	54,000	88	32	120
12	千葉県	3	50,000	3,000	53,000	81	19	100
13	東京都	21	50,000	21,000	71,000	249	87	336
14	神奈川県	8	50,000	8,000	58,000	130	47	177
15	新潟県	49	50,000	49,000	99,000	94	7	101
16	富山県	2	50,000	2,000	52,000	34	5	39
17	石川県	3	50,000	3,000	53,000	32	1	33
18	福井県	1	50,000	1,000	51,000	15	2	17
19	山梨県	3	50,000	3,000	53,000	20	5	25
20	長野県	5				26	12	38
21	岐阜県	4	50,000	4,000	54,000	32	11	43
22	静岡県	3	50,000	3,000	53,000	80	18	98
23	愛知県	4	50,000	4,000	54,000	102	56	158
24	三重県	8	50,000	8,000	58,000	41	9	50
25	滋賀県	0	50,000	0	50,000	58	4	62
26	京都府	10		10,000	60,000	102	13	115
27	大阪府	18	50,000	18,000	68,000	192	49	241
28	兵庫県	4	50,000	4,000	54,000	87	33	120
29	奈良県	0	50,000	0	50,000	32	10	42
30	和歌山県	1	50,000	1,000	51,000	41	7	48
31	鳥取県	0	50,000	0	50,000	20	2	22
32	島根県	0				10	2	12
33	岡山県	0	50,000	0	50,000	36	8	44
34	広島県	3	50,000	3,000	53,000	30	18	48
35	山口県	0				16	4	20
36	徳島県	0				8	0	8
37	香川県	0	50,000	0	50,000	31	7	38
38	愛媛県	0				18	3	21
39	高知県	1				9	2	11
40	福岡県	4	50,000	4,000	54,000	35	19	54
41	佐賀県	0	E0 000	4 000	E4 000	5	2	7
42	長崎県	1	50,000	1,000	51,000	18	2	20
43	熊本県	16	50,000	16,000	66,000	42	3	45
44	大分県	0	E0 000	4 000	E4 000	6	3	9
45	宮崎県	1	50,000	1,000	51,000	38	2	40
46	鹿児島県	2	50,000	2,000	52,000	102	3	105
47	沖縄県	4	50,000	4,000	54,000	32	2	34
Щ	合計	202	1,850,000	191,000	2,041,000	2,263	596	2,859

<sup>※</sup>網掛けはブロック未設置道県

<sup>※</sup>R4加算額はR3年度新規加入者数×1,000円で計上

## 全国福祉用具専門相談員協会 ブロック長名簿

青森県ブロック長	木村	純	東洋シルバーサービス株式会社
岩手県ブロック長	福田	裕子	株式会社サンメディカル
宮城県ブロック長	伊藤	崇	株式会社蔵王サプライズ
秋田県ブロック長	阿部	翔	株式会社かんきょう
山形県ブロック長	玉津	弘之	株式会社タマツ
福島県ブロック長	寺島	幸紀	株式会社同仁社
茨城県ブロック長	江幡	卓司	株式会社ロングライフ
栃木県ブロック長			
埼玉県ブロック長	中田	敏弘	株式会社ナカウエ
千葉県ブロック長	前野	由美	株式会社ボーソー
東京都ブロック長	水越	良行	株式会社ヤマシタ
神奈川県ブロック長	鈴木	忠	生活協同組合ユーコープ
新潟県ブロック長	武藤	大希	さくらメディカル株式会社
富山県ブロック長	上野	藍子	株式会社イリス
石川県ブロック長	小浦	勇一	有限会社さわやか金沢
福井県ブロック長	端野	一成	ネクスタス株式会社
山梨県ブロック長	廣瀬	智	有限会社グットケアー
岐阜県ブロック長	長村	吉章	株式会社美濃庄
静岡県ブロック長	鈴木	陽平	有限会社銀のすず
愛知県ブロック長	荘司	慎也	パナソニックエイジフリー株式会
三重県ブロック長	中川	敬史	株式会社ライフ・テクノサービス
滋賀県ブロック長	村椿	均	医療法人輝生会 福祉用具貸与事業所
京都府ブロック長	荒井	祐子	有限会社スマイルケア
大阪府ブロック長	酒井	博人	綜合メディカル株式会社
兵庫県ブロック長	山田	隆司	株式会社ひまわり
奈良県ブロック長	西浦	忠彦	株式会社イカリトンボ
和歌山県ブロック長	濱岡	努	株式会社大黒ヘルスケアサービス
鳥取県ブロック長	長尾	哲郎	株式会社ハピネライフー光
岡山県ブロック長	三好	勇輝	株式会社アイルリンク
広島県ブロック長	神田	久司	日本基準寝具株式会社
香川県ブロック長	増田	浩三	有限会社ゴト一商事
福岡県ブロック長			
長崎県ブロック長	海田	努	株式会社カイダアイフルケア
熊本県ブロック長	帆鷲	輝誌男	株式会社ホワシ
宮崎県ブロック長	藤山	邦男	株式会社ウエルライフ
鹿児島県ブロック長	岩元	文雄	株式会社カクイックス ウィング
沖縄県ブロック長	佐藤	大介	サトウ株式会社

#### 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

#### 定款

#### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全 国福祉用具専門相談員協会と称する。 (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を、

東京都港区に置く。 2. 当法人は、理事会の決議を経て、 従たる事務所を必要な地に置くこと ができる。

#### (目的)

第3条 当法人は、介護保険法に規定される福祉用具専門相談員の職業倫理を確立し、社会的地位及び資質の向上に努めるとともに、我が国の福祉用具サービス等の普及、発展を目指し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉用具専門相談員等の職務 に関する知識、技能の向上に関 する研修
- (2) 福祉用具専門相談員等の倫理、 及び資質の向上に関する普及 啓発
- (3) 福祉用具専門相談員等が必要 としている情報の提供
- (4) 福祉用具サービス等の普及、発 展に関する調査及び研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

#### (公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の 主たる事務所の公衆の見やすい場所 に掲示する方法とする。

#### 第2章 会員

#### (法人の構成員)

**第6条** 当法人に次の会員を置く。 (1) 正会員

A 会員/介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条の第1項九号の規定による者(福祉用具専門相談員指定講習の修了者)であって、当法人の目的に賛同して入会した者B 会員/専門的有資格者(介護保険法施行令第4条の第1項一から八号に該当する職種)であって、当法人の目的に賛同して入会した者

- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛 助するため入会した個人又は 団体
- (3) 特別会員 福祉用具サービス の普及、発展に貢献のあった者、 又は学術経験者
- (4) FJC 会員 福祉住環境コーディ ネーター検定試験合格者

2. 前項の会員のうち正会員、FJC会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

#### (社員の資格の取得及び喪失)

第7条 当法人の社員はおおむね正会員、FJC会員の50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。(代議員制の定数の取扱については、理事会で別に定める)

- 2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。
- 3. 代議員の選出方法は、理事会において別に定める方法による。
- 4. 正会員、FJC会員は、代議員選挙に 立候補することができる。
- 5. 代議員選挙において、正会員、FJC 会員は他の正会員、FJC会員と等しく 代議員を選挙する権利を有する。
- 6. 代議員の任期は、2年とし、再任を 妨げない。

7. 前項の規定にかかわらず、任期満 了時において、代議員が社員総会議 決の取り消しの訴え、解散の訴え、 責任追及の訴え及び役員解任の訴え

(法人法第266条第1項、第268条、第 278条、第284条)を提起している場合(同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。(当該代議員は、役員の選任及び解任(同法第63及び70条)並びに定款変更(同法第146条)についての議決権を有しないこととする。)

- 8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになる時に備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、理事会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9.代議員の解任については第32条の 規定を準用する。

10. 代議員が正会員、FJC会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

#### (正会員の権利)

第8条 正会員、FJC会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利

を、代議員と同様に当法人に対して 行使することが出来る。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定 款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社 員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社 員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社 員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条 第5項の権利(議決権行使記録 の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計 算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清 算法人の貸借対照表等の閲覧 等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条 第3項及び第256条第3項の権利 (合併契約等の閲覧等)

#### (入会)

第9条 正会員、賛助会員、特別会員、及び FJC 会員として入会しようとする者は、所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

#### (入会金及び会費)

第10条 正会員は、理事会において 別に定める入会金及び会費を納入し なければならない。

2. 賛助会員は、理事会において別に 定める賛助会費を納入しなければな らない。

- 3. 特別会員は、入会金及び会費は無 料とする。
- **4.** FJC 会員は、理事会において別に 定める入会金及び会費を納入しなけ ればならない。

#### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれか に該当する場合には、その資格を喪 失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は会員である団体が 消滅したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 正当な理由がなく会費を2年以 上納入しなかったとき
- (5) 除名されたとき

#### (退会)

第12条 正会員、賛助会員、特別会員、及び FJC 会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法

人に対して予告をするものとする。 **(除名**)

第13条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目 的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事 由があるとき

#### (会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名又は 名称及び住所を記載した会員名簿を 作成する。

#### (拠出金品の不返還)

第15条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第3章 社員総会

(種別)

第16条 当法人の総会は、定時社員 総会及び臨時社員総会とする。 2. 前項の総会をもって一般法人法上

の社員総会とする。

#### (構成)

第17条 社員総会はすべての代議員 をもって構成する。

2. 社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする。

#### (権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並 びにこれらの附属明細書の承 認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものと して法令又は本定款で定めら れた事項

#### (開催)

第19条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。 2. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 代議員の5分の1以上から会議 の目的である事項及び招集の 理由を記載した書面により、招 集の請求があったとき

#### (招集)

第20条 社員総会の招集は、法令に 別段の定めがある場合を除き、理事 会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条の規定による請求 があったときは、その日から30日以 内に臨時総会を招集しなければなら ない。
- 3. 社員総会の招集通知は、会日より 14日前までに各代議員に対して発す る。ただし、すべての代議員の同意 があるときは、書面又は電磁的方法 による議決権の行使を認める場合を 除き、その招集手続を省略すること ができる。

#### (議長)

第21条 社員総会の議長は、社員総会においてその都度代議員の中から 選出する。

#### (議決権)

第22条 代議員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

#### (決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、代議員現在数の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員現在数の半数以上であって代議員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事由 3. 理事又は監事を選任する議案を決 議する場合には、候補者ごとに第1 項の決議を行わなければならない。
- 4. 理事又は代議員が、社員総会の開催に替えて社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (書面による議決権行使)

第24条 社員総会に出席できない代議員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

#### (議決権の代理行使)

第25条 代議員は、委任状その他の 代理権を証明する書面を理事長に提 出して、代理人によって議決権を行 使することができる。この場合にお いて第23条の適用については、その 代議員は出席したものとみなす

#### (議事録)

**第26条** 社員総会の議事については、 法令の定めるところにより議事録を 作成しなければならない。

#### 第4章 役 員

#### (種類及び定数)

**第27条** 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15 人以上 30 人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2. 理事のうち、1 人を理事長、3 人 以内を副理事長とする。
- 3. 前項の理事長をもって一般法人法 上の代表理事とし、副理事長をもっ て同法第91条第1項第2号の業務執 行理事とする。

#### (選任等)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。 ただし、必要があるときは正会員以外のものから選任することを妨げない。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

#### (理事の職務・権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2. 理事長は、当法人を代表し、法人 の業務を統括する。
- 3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4. 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行 を監査し、法令で定めるところによ り、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用 人に対して事業の報告を求め、当法 人の業務及び財産の状況の調査をす ることができる。

#### (役員の任期)

第31条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任 又は任期満了後においても、後任者 が就任するまでの間、その職務を行 わなければならない。

#### (役員の解任)

第32条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、解任することができる。ただし監事を解任する場合は、代議員の半数以上であって、出席した代議員の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行 に堪えられないと認められる とき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員 としてふさわしくない行為が あると認められるとき。

#### (報酬等)

- 第33条 理事及び監事に対して報酬 を支給することができる。
- 2. 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### (特別顧問・顧問)

- **第 34 条** 当法人に特別顧問 顧問を 置くことができる。
- 2. 特別顧問・顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

#### (責任の一部免除)

第35条 当法人は、役員の一般法人 法第111条第1項の賠償責任につい て、法令に定める要件に該当する場 合には、総会の特別決議によって、 賠償責任額から法令に定める最低責 任限度額を控除して得た額を限度と して、免除することができる。

#### 第5章 理事会

#### (構成)

**第36条** 当法人に理事会を置く。 2. 理事会は、すべての理事をもって 構成する。

#### (権限)

- 第37条 理事会は、次に掲げる職務 を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

#### (招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。
- 2. 理事長が欠けたとき又は理事長に 事故があるときは各理事が理事会を 招集する。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

#### (議長)

第39条 理事会の議長は、理事長が これに当たる。

#### (決議)

- 第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2. 前項の規定にかかわらず、一般法 人法第96条の要件を満たしたときは、

理事会の決議があったものとみなす。 (**護事録**)

**第 41 条** 理事会の議事については、 法令で定めるところにより、議事録 を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項 の議事録に署名し、又は記名押印す

#### 第6章 資産及び会計

#### (事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (事業報告及び決算)

第43条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1項及び第2項の書類についてはその内容を報告し、第3項から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の 附属明細書
- 2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第7章基金

#### (基金の拠出)

第44条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

#### (基金の募集)

第45条 基金の募集、割当て及び払 込み等の手続については、理事会が 決定するものとする。

#### (基金の拠出者の権利)

第46条 拠出された基金は、基金拠 出者と合意した期日までは返還しない。

#### (基金の返還の手続)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

#### 第8章 ブロック組織、支部組織 (ブロック)

第48条 当法人は、地域組織として 都道府県を単位としたブロックを置 くものとする。

#### (ブロック規程)

**第49条** ブロックにブロック長1人 を置く。

2. ブロック長、並びにブロックに関する基本的な事項はブロック規程を

もって定める。

3. ブロック規程は、理事会の決議を 経なければ、これを定め、又は変更 することができない。

#### (支部組織)

**第 50 条** 当法人に、理事会の決議を 経て、ブロックを構成単位とした支 部を置くことができる。

2. 支部の区割りは、理事会で別に定める。

#### (支部長)

第51条 支部に支部長1人を置く。 2. 支部長は、理事会において別に定める方法により、ブロックに所属する会員の中から選出する。

#### 第9章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

第 52 条 当法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

#### (解散)

第53条 当法人は、社員総会の決議 その他法令で定められた事由により 解散する。

#### (残余財産の処分等)

第54条 当法人が解散する時は、残余財産は、国もしくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人もしくは公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人もしくは一般財団法人に帰属する。

2. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

#### 第10章 事務局

#### (設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2. 事務局には、事務局長及び所要の 職員を置く。
- 3. 事務局長及び職員は、理事長が任 免する。
- 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事 長が別に定める。

#### 第11章 雑 則

#### (委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 附則

#### (最初の事業年度)

第1条 この法人の設立当初の事業 年度は、第40条の規定にかかわらず、 この法人の成立の日から平成23年3 月31日までとする。

#### (法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、 すべて一般法人法その他の法令に従 ぅ

#### (設立時の社員の氏名又は名称及び 住所)

第3条 当法人の設立時の社員の氏 名又は名称及び住所は、次の通りで ある。(以下略)

#### (設立時の理事、代表理事)

**第4条** 当法人の設立時の理事、代 表理事は次の通りである。(以下略)

#### (設立時の監事)

第5条 当法人の設立時の監事は次 の通りである。(以下略)

#### 附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成24年5月 29日より施行する。

第2条 第21条の第4項中「理事又 は正会員が、」の後に「総会の開催に 替えて」を加え、「過半数」を「全員」 に改める。

第3条 第24条の「し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。」を「しなければならない。」に改める。

第4条 第31条の「無報酬とする。 但し、常勤の役員に対しては、総会 において別に定める総額の範囲内で、 総会において別に定める報酬等の支 給の基準に従って算定した額を報酬 等として支給することができる。」を 「に対して報酬を支給することがで きる。」に改める。

#### 附則

.. (定款変更)

第1条 この定款は、平成25年5月 30日より施行する。

第2条 第9条の第4項中「3年」を 「2年」に改める。

第3条 第17条の第1項中「2か月」 を「3か月」に改める。

第4条 第25条の第1項中「3人以上」を「15人以上」に改める。

第5条 第27条の第4項中「3か月に1回以上」を「毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上」に改める。

#### 附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成26年6月 19日より施行する。

第2条 第29条の第3項中に「第25条に定める定数に足りなくなるときは、」の

#### 附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成28年4月 1日より施行する。

第2条 第6条第1項(1)中「第3条の2第1項十号」を「第4条の第1項九号」に改める。同.「第3条の2第1項一から九号」を「第4条の第1項一から八号」に改める。

#### 附則

(定款変更)

第1条 この定款は、平成29年6月 20日より施行する。

第2条 第7条「社員の資格の取得 及び喪失」を加筆する。

第3条 第8条「正会員の権利」を 加筆する。

第16条「定時総会」は「定 時社員総会」、「臨時総会」は「臨時 社員総会」に改める。

第4条 第17条「総会」を「社員総会」に、「正会員」を「代議員」に改める。第2項「社員総会には代議員以外の他の会員も参加できるものとする」を加筆する。

第5条 第18条「総会」を「社員総 会」に改める。

第6条 第19条「定時総会」は「定時社員総会」、「臨時総会」は「臨時社員総会」に改める。第2項、「10分の1」を「5分の1」に改める。

第7条 第20条「総会」を「社員総会」に改める。第3項、「総会」を「社員総会」に、「各正会員」を「各代議員」に、「正会員」を「代議員」に改める。

第8条 第21条「総会」は「社員総会」、「理事長がこれを当たる」は「社員総会においてその都度代議員の中から選出する」に改める。

第9条 第22条「正会員」は「代議 員」に、「総会」は「社員総会」に改 める。

第10条 第23条「総会」は「社員 総会」、「正会員」は「代議員」に改 める。

第11条 第24条「総会」は「社員 総会」、「正会員」は「代議員」に改 める。

第12条 第25条「正会員」は「代 議員」に、「第21条」は「第23条」 に改める。

第13条 第26条「総会」を「社員

総会」に改める。

第14条 第28条「総会」を「社員総会」に改める。

第15条 第31条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

第16条 第32条「総会」は「社員 総会」、「正会員」は「代議員」に改 める。

第17条 第41条第2項「理事長及び監事」は「出席した理事長及び監事」に改める。

第18条 第43条「定時総会」を「定時社員総会」に改める。

第19条 第52条「総会」を「社員 総会」に改める。

第20条 第53条「総会」を「社員総会」に改める。

#### 附則

第1条 この定款は、平成31年4月 1日より施行する。

第2条 第3条「福祉用具サービス」 を「福祉用具サービス等」に改める。 第3条 第4条 (1)「福祉用具専門 相談員」を「福祉用具専門相談員等」 に、(2)「福祉用具専門相談員」を「福祉 用具専門相談員等」に、(3)「福祉 用具専門相談員」を「福祉用具専門 相談員等」に、(4)「福祉用具専門相 談員」を「福祉用具専門相 談員」を「福祉用具専門相 談員」を「福祉用具専門相 談員」を「福祉用具専門相 談員」を「福祉用具専門相 談員がる。

第4条 第6条「(4) FJC 会員 福祉 住環境コーディネーター検定試験合 格者」を加筆する。

第5条 第9条「正会員、賛助会員、 及び特別会員」を「正会員、賛助会 員、特別会員、及びFJC会員」に改 める。

第6条 第10条「4. FJC 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。」を加筆する。

第7条 第12条「正会員、賛助会員、 及び特別会員」を「正会員、賛助会 員、特別会員、及びFJC会員」に改 める。

平成 22 年 9 月 17 日 制定 平成 24 年 5 月 29 日 改正 平成 25 年 5 月 30 日 改正 平成 26 年 6 月 19 日 改正 平成 27 年 6 月 23 日 改正 平成 29 年 6 月 20 日 改正 平成 30 年 6 月 22 日 改正 주和 2 年 6 月 17 日 改正

#### 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会倫理綱領 —— 福祉用具専門相談員の倫理綱領 ——

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

わたくしたち福祉用具専門相談員は、高齢者、障害者、その家族等の方々(以下「利用者等」という。)が、福祉用具を利用される際に、福祉用具にかかる専門的知識、技術等をもって相談援助、適合等を行うとともに、福祉用具の導入後も適切な利用についてサポートする専門職です。

介護保険のスタートとともに福祉用具サービスが制度に位置づけられましたことから、その利用は順調に拡大していますが、少子高齢化に伴う社会的な介護力の低下や介護ニーズの多様化に伴って福祉用具の必要性が高まり、それに関わる福祉用具専門相談員の職務領域も急速に広がりを見せており、その役割と責任は益々重要性を増しています。

福祉用具専門相談員は、このような社会的な要請に応えるために、福祉用具の利用者等の尊厳を重んじ、住みなれた地域や環境で、自立した生活を支援するための最適な福祉用具サービスの提供に努める必要があります。

全国福祉用具専門相談員協会では、ここに「福祉用具専門相談員の倫理綱領」を定めて、福祉用具の専門職としての立場を明確にし、会員一人ひとりがこれを遵守し、自らの専門性を高めて福祉用具サービスの提供に努めていくものとします。

#### 1. 法令遵守

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービスの提供において、法令等を遵守しなければならない。

#### 2. 平等原則

福祉用具専門相談員は、人の尊厳を守り、人種、性別、思想、信条、社会的身分、門地等によって差別してはならない。

#### 3. 守秘義務

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者等から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。
- (2) 福祉用具専門相談員は、業務上で利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得なければならない。
- (3) 福祉用具専門相談員は、業務上で知りえた利用者等の個人情報については、業務を退いた後もその秘密を保持する。

#### 4. 説明責任

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等が福祉用具を利用する際に必要となる情報を、分かりやすい表現や方法等を用いて提供し、同意を得なければならない。

#### 5. 不当な報酬・利益供与の禁止

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等から不当な報酬を得てはならない。また、関係者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### 6. 利用者情報の活用

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等とのコミュニケーションを重視して、福祉用具に関わる要望や苦情等の情報を理解するとともに、今後の福祉用具の適正な使用や開発等に有効に活用するよう努める。

#### 7. 多職種との連携

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等に質の高い福祉用具サービスを総合的に提供していくため、福祉、保健、医療、その他関連する専門職と連携を深めることに努める。

#### 8. 普及•啓発

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具に係る調査・研究や普及・啓発に心掛けるとともに、利用者等に対して利便性の高い福祉用具サービスの提供に努める。

#### 9. 専門性の向上

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具の専門的な知識・技術等の研鑽に励むとともに、後進を育成し、専門職としての社会的信用を高めるよう努める。

#### 10. 社会貢献

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具サービスの充実を図るとともに、利用者等に対し自己及び所属する組織がもつ知識、技術等を積極的に提供して社会貢献に努める。 平成20年6月25日採択

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404 号室 メール info@zfssk.com/ホームページ http://www.zfssk.com/ TEL 03-5418-7700/FAX 03-5418-2111